

② 集合住宅編

アプローチ等

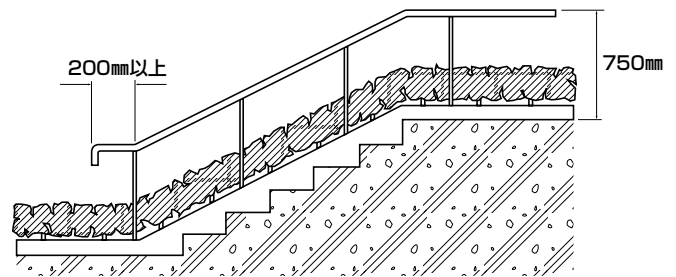
◎ 設計指針

- (イ) 主要な団地内通路及び住棟出入口は、歩行及び車いすでの移動の安全性及び利便性に配慮した構造とする。
- (ロ) 住棟出入口付近には、できる限り、自動車が寄り付けるようにするとともに、駐車スペースを確保する。

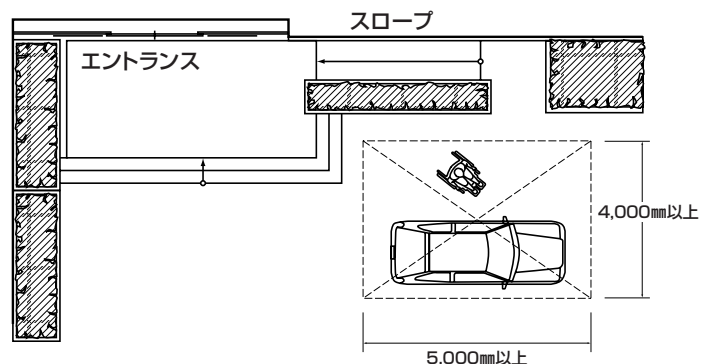
◎ チェックポイント

- ① 床材
 - 主要な屋外歩行空間は、水に漏れても滑りにくい床材を使用する。
- ② 手すり
 - 主要な屋外歩行空間の階段やスロープには少なくとも片側に連続した手すりを設置する。
 - 手すりの高さは、床面や段鼻から750mm程度を標準とする。
 - 手すりの端部は、できる限り200mm以上水平に延ばすとともに、端部を壁側または下側に曲げる。
- ③ 通行幅
 - 主要な屋外歩行空間の有効幅員は900mm以上とする。
 - 車いすのすれ違いに考慮し、部分的に幅の広い場所を設ける。
- ④ スロープ
 - 高低差が生じる場合には、スロープを設けることとし、勾配は1/12以下とする。
(可能ならば、勾配は1/15以下とすることが望ましい。)
 - 高低差750mmごとに幅1,500mm以上の踊り場を設ける。
- ⑤ 階段
 - 主要な階段は、できる限り、蹴上げ160mm以下、踏面300mm以上とする。
- ⑥ 車のアクセス
 - 住棟エントランス付近には、できる限り自動車が寄り付けるようにするとともに、駐車スペースを確保する。
- ⑦ 照明設備
 - 照明設備は安全性に配慮し、十分な照度を確保する。
 - 段差(階段等)がある場合には、路面に影ができないように、照明を複数設置する。

図一 手すりの設置



図二 車のアクセス



共用階段

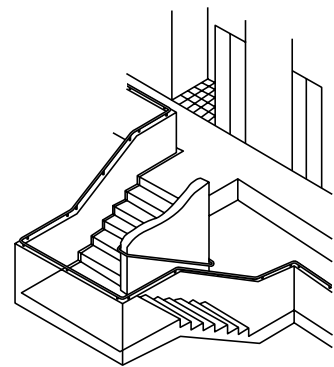
◎ 設計指針

共用階段の勾配、形状等は、昇降の安全上支障のないものとする。

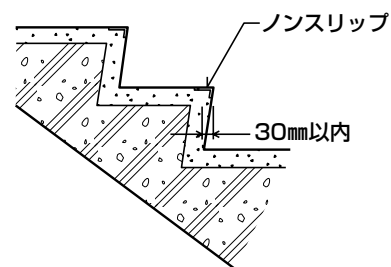
◎ チェックポイント

- ① 勾配
 - できる限り、共用階段の勾配は7/11以下とし、踏面と蹴上げの関係を、 $550\text{mm} \leq 2R + T \leq 650\text{mm}$ (R：蹴上げ、T：踏面) とする。
- ② 形状
 - 階段及び踊り場の有効幅員は120mm以上とする。
 - 最上段を廊下にくいこませたり、最下段を廊下に突出させない。
- ③ 床材
 - 水に濡れても滑りにくいものを使用する。
- ④ 踏面等
 - ノンスリップを設ける場合は、できる限り、踏面とほぼ同一面とする。
 - 踏込み板を設けるとともに、できる限り段鼻を出さない。
 - 蹴込み寸法は20mm以下とする。(やむを得ない場合は、蹴込み寸法は30mm以下とする。)
- ⑤ 手すり
 - 共用階段の傾斜部分の少なくとも片側に連続した手すりを設ける。
 - 手すりの高さは、段鼻から750mmを標準とする。
 - 手すりの端部は200mm以上水平に延ばすとともに、端部を壁側または下側に曲げる。
- ⑥ 照明
 - 照明設備は安全性に配慮し、十分な照度を確保する。
 - 踏面に影ができないように、照明を複数設ける。

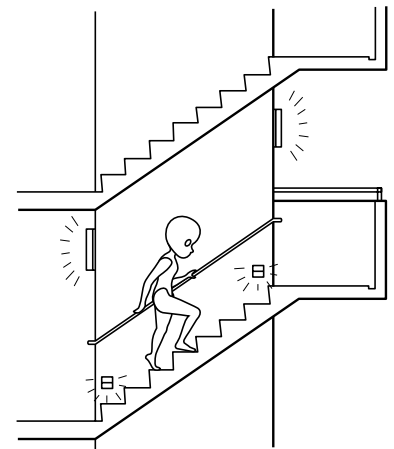
図一階段の形状



図一踏面等の形状



図一照明の設置



共用廊下

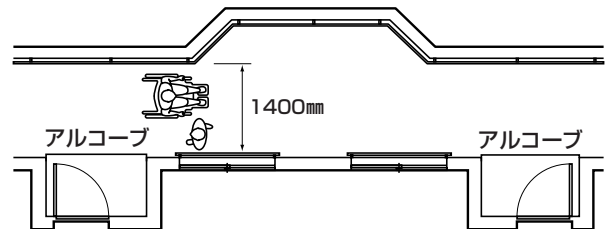
◎ 設計指針

共用廊下は、できる限り車いす利用に配慮した幅員等を確保するとともに、段差は設けない。

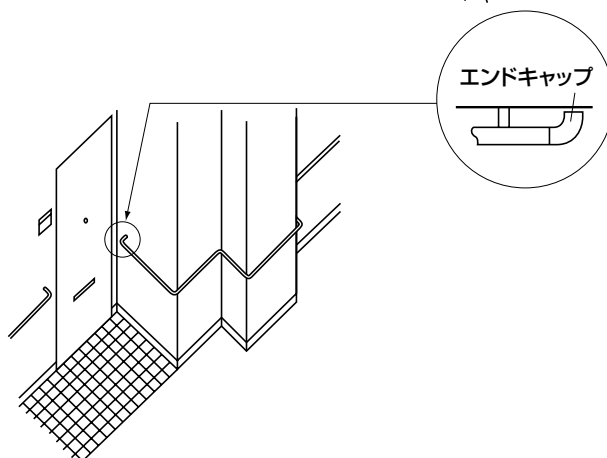
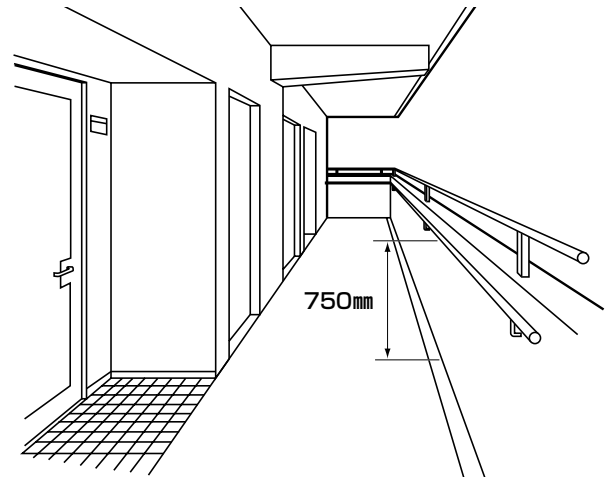
◎ チェックポイント

- ① 通行幅
 - できる限り、共用廊下の有効幅員は1,400mm以上とし、部分的に車いすのすれ違いのためのスペースを確保する。
- ② アルコーブ
 - 共用廊下に面する玄関ドアの共用廊下側には、できる限りアルコーブを設ける。
- ③ 床材
 - 水に濡れても滑りにくい床材とする。
- ④ 段差
 - 段差は設けない。
- ⑤ 手すり
 - 共用廊下の少なくとも片側に手すりを設置する。
 - 手すりの高さは750mm程度を標準とし、端部は壁側または下側に曲げる。
- ⑥ 照明設備
 - 照明設備は安全性に配慮し、十分な照度を確保する。

図一アルコーブの設置



図一手すりの設置



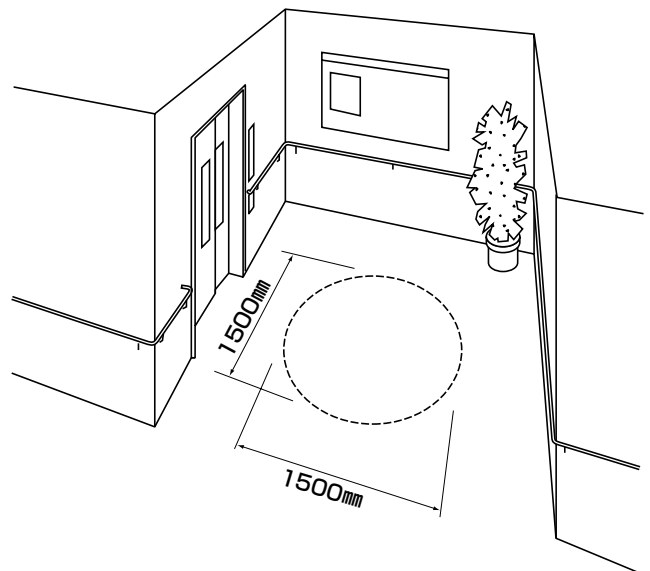
エレベーター等

◎ 設計指針

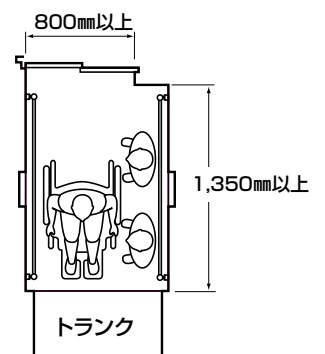
- (イ) 6階以上の高層住宅にはエレベーターを設置するとともに、できる限り3～5階の中層住宅等にもエレベーターを設ける。
- (ロ) 住棟出入口からエレベーターホールへの通路、エレベーターホール及びエレベーターのかごは、車いす利用に配慮した形状、寸法等とする。

◎ チェックポイント

- ① **エレベーターの設置**
 - できる限り、3～5階の中層住宅にもエレベーターを設置する。
 - 6階以上の高層住宅には、エレベーターを設置する。
- ② **アクセス**
 - 住棟エントランスからエレベーターホールへのアクセスに高低差が生じる場合は、できる限り、階段とスロープを併設する。
 - 階段とスロープの有効幅員は1,200mm以上とする。
 - エレベーターホールには、車いすが回転できるスペース（1,500×1,500mm以上）を確保する。
- ③ **手すり**
 - エレベーターホールへのアクセスのための階段やスロープには、少なくとも片側に連続した手すりを設ける。
 - 手すりの高さは、床面・段鼻から750mmを標準とする。
 - 手すりの端部は壁側または下側に曲げる。
- ④ **開口部**
 - エレベーターを設置する場合は、開口部のドア幅を800mm以上とする。
- ⑤ **設備**
 - 車いす利用者が操作できる高さに、乗り場ボタン及びかご内の操作パネルを設ける。
 - できる限り、エレベーターには、インターホン、警報機・防犯窓等を設置する。

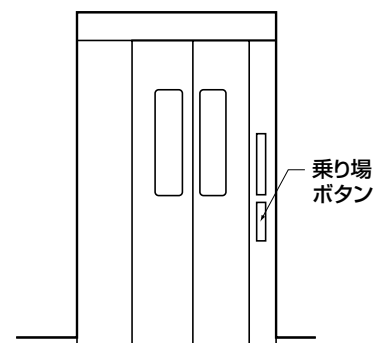
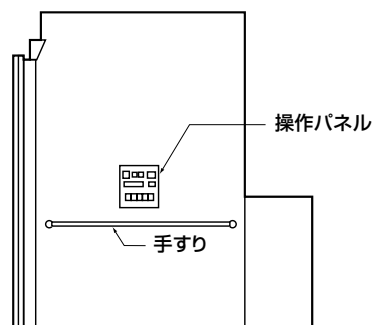


図一かごの寸法



図一乗り場ボタン

図一かご内の操作パネル



住戸専用部分

◎ チェックポイント

① 浴室

- できる限り、浴槽の横に腰掛け台を設置しても入浴行為に支障が出ない程度のスペースを設けるものとし、短辺方向の内法を1,400mm以上、かつ面積を2.5㎡以上とする。
(やむを得ず上記の広さが確保できない場合は、浴室の広さを短辺方向の内法を1,200mm以上、かつ面積を1.8㎡以上とする。)

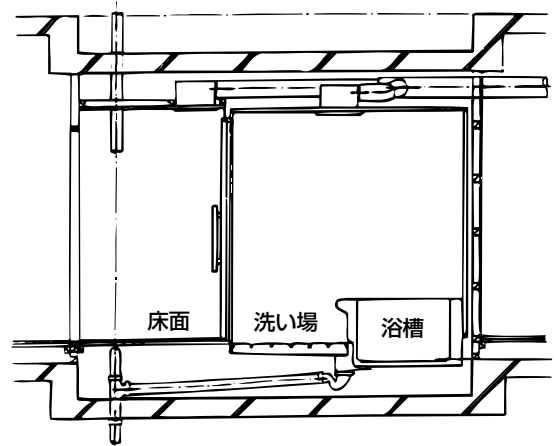
② 玄関

- 上がり框の高さは110mm以下とする。
(集合住宅では、将来スロープを取り付けたとき介助車いすでも通行できる寸法としている)

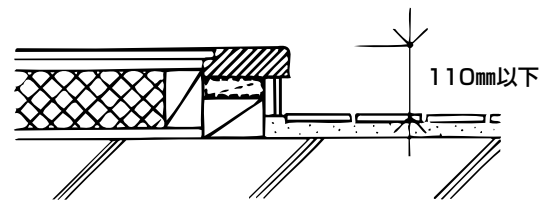
③ バルコニー

- 物干し金物は、できる限り、十分に高齢者の手が届き、操作しやすい位置に取り付ける。
- バルコニー、外部テラスと住宅内部の床との間の段差は、できる限り、180mm以下の単純段差とする。

図一スラブの落とし込みにより段差の低減を図った例

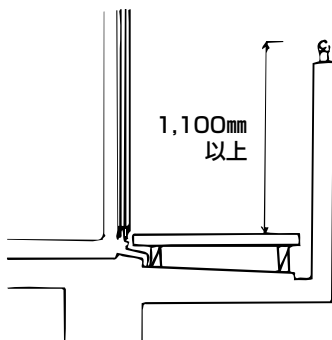


図一上がり框の高さ

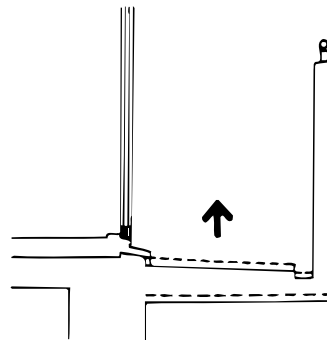


- 集合住宅では、将来スロープを取り付けたとき介助車いすでも通行できる寸法とする。

図一バルコニーの設計



- バルコニーにスノコなどを設置し、段差を低減することができる。
この場合、すのこ床面から手すりの高さが1,100mm未満にならないよう設計時点から配慮しておく必要がある。



- 設計でバルコニーのスラブを躯体床面と同レベルにすることにより、段差を低減することができる。